

# 県残土条例及び県残土条例施行規則の改正について

## (欠格条項の変更)

令和 2 年 1 月  
茨城県県民生活環境部廃棄物対策課  
問合せ：029-301-3033(直通)

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「県残土条例」という。）及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「県残土条例施行規則」という。）が下記のとおり改正され、令和元年 12 月 14 日から施行されます。

土地の埋立て等を行う方は、改正内容を十分に御理解の上、申請及び埋立て等の施工をお願いします。

### 1 改正内容（県残土条例第 7 条第 5 号における欠格条項の内容の変更）

- 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の許可に係る申請者の欠格条項の見直し  
成年被後見人又は被保佐人  
心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの  
精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書  
条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類  
法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、医師の診断書、認知症に関する試験結果等）

詳しい変更内容は、県残土条例及び県残土条例施行規則の新旧対照表を御覧ください。

### 2 その他

改正により、誓約書が変更となりますので、申請の際は御注意ください。  
申請の手引きや様式は、以下の URL からダウンロードすることができます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/zandozyorei/zando.html>